

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|--|--|
| <p>第1編 海上災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮する。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> | <p>第1編 海上災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 沿岸住民に対する避難の指示</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>6～9 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、<u>無人航空機</u>、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u>また、県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>(5) <u>県及び市町村等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|---|---|
| <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1 略</p> <p>2 医療活動関係</p> <p>(1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）を含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、<u>応急救護用医薬品</u>、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第7節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1～第4 略</p> | <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p><u>(1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1 略</p> <p>2 医療活動関係</p> <p>(1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）を含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、<u>応急救護用医薬品</u>、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第7節 略</p> <p>第4章 災害復旧対策 第1～第4 略</p> | <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>協定締結済みのため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|--|--|
| <p>第2編 航空災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>6～7 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。</p> | <p>第2編 航空災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>6～7 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び市町村等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものと</p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---------------|----------------|------------------------|---|--------|---|---------------------------------------|---|-------|-------|---------------|----------------|------------------------|---|--------|---|---------------------------------------|--|
| <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 県の活動体制</p> <p>1 略</p> <p>2 配備体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>【配備の種類と配備基準】</p> <table border="1" data-bbox="192 1236 960 1729"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故対策本部（災害警戒本部）</td> <td>事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき</td> <td>防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港整備課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき</td> <td>組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。</td> </tr> </tbody> </table> | 配備の種類 | 配備の時期 | 配備基準（総括者を除く。） | 事故対策本部（災害警戒本部） | 事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき | 防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港整備課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課 | 災害対策本部 | 事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき | 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。 | <p>する。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 県の活動体制</p> <p>1 略</p> <p>2 配備体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>【配備の種類と配備基準】</p> <table border="1" data-bbox="1193 1236 1961 1729"> <thead> <tr> <th>配備の種類</th> <th>配備の時期</th> <th>配備基準（総括者を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故対策本部（災害警戒本部）</td> <td>事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき</td> <td>防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港事業課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき</td> <td>組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。</td> </tr> </tbody> </table> | 配備の種類 | 配備の時期 | 配備基準（総括者を除く。） | 事故対策本部（災害警戒本部） | 事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき | 防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港事業課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課 | 災害対策本部 | 事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき | 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。 | <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>協定締結済みのため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> |
| 配備の種類 | 配備の時期 | 配備基準（総括者を除く。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事故対策本部（災害警戒本部） | 事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき | 防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港整備課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | 事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき | 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配備の種類 | 配備の時期 | 配備基準（総括者を除く。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事故対策本部（災害警戒本部） | 事故災害の状況から相当な被害が予想されるとき | 防災危機管理局 ⑩ 県民情報広報課 ② 空港事業課 ② 医療指導課 ② その他事故の状況により関係のある課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | 事故災害の状況から大規模な被害が予想されるとき又は被害が相当に拡大すると想定されるとき | 組織及び要員は、基本編・風水害対策編第3編第1章第2節組織動員計画による。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|--|----------------------------|
| <p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 救助・救急活動</p> <p>1 略</p> <p>2 その他の地域での航空災害の場合</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 救助活動</p> <p>県及び市町村は、災害の実態、規模に応じて、防災関係機関が保有している資機材で対応できないと予想される場合は、他県、他市町村及び自衛隊に応援・派遣要請を行い、また必要に応じて、NPO法人九州救助犬協会等のボランティア団体にも協力を要請する。</p> <p>各防災関係機関は密接に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。</p> <p>(2) 救急活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療関係機関との連携</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市町村は、福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）を活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。</p> <p>ウ 略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第4節～第5節 略</p> | <p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 救助・救急活動</p> <p>1 略</p> <p>2 その他の地域での航空災害の場合</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 救助活動</p> <p>県及び市町村は、災害の実態、規模に応じて、防災関係機関が保有している資機材で対応できないと予想される場合は、他県、他市町村及び自衛隊に応援・派遣要請を行い、また必要に応じて、NPO法人九州救助犬協会等のボランティア団体にも協力を要請する。</p> <p>各防災関係機関は密接に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。</p> <p>(2) 救急活動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 医療関係機関との連携</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市町村は、福岡県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）を活用して後方医療機関の重傷者の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。</p> <p>ウ 略</p> <p>3 略</p> <p>第3～第4 略</p> <p>第4節～第5節 略</p> | <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|---|---|
| <p>第3編 鉄道災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>第1 略</p> <p>第2 施設の点検・監視</p> <p>鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の安全を図るため、トンネル、落石覆その他の災害等防止設備の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。</p> <p>第3 略</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、<u>福岡県非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。</u></p> <p>4 職員の体制</p> | <p>第3編 鉄道災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>第1 略</p> <p>第2 施設の点検・監視</p> <p>鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の安全を図るため、トンネル、落石覆その他の災害等防止設備の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。</p> <p><u>また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>第3 略</p> <p>第3節～第5節 略</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに鉄軌道事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、<u>無人航空機、</u>巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備する。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、<u>福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>4 職員の体制</p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R3.5 修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5 修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化 防災基本計画（R2.5 修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|---|
| <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>2 非常災害政府本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u>また、<u>県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>県及び市町村等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 県は、広域行政主体として、<u>地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2～第6 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>2 政府本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5 修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5 修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5 修正）に基づく修正</p> <p>協定締結済みのため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R3.5 修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|---|--|
| <p>第4編 道路災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> | <p>第4編 道路災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、<u>無人航空機</u>、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、<u>福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u>また、県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>(5) <u>県及び市町村等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|--|
| <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第2～第8 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第7節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第2～第8 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第7節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>協定締結済みのため削除</p> <p>記載の適正化</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|---|
| <p>第5編 危険物災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>県及び関係機関は、危険物等による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により安全性の確保を図る。</p> <p>第1 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>1 事業者</p> <p>危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3～第6 略</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要</p> | <p>第5編 危険物災害対策編</p> <p>第1章 総則 略</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 略</p> <p>5 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>6 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>県及び関係機関は、危険物等による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により安全性の確保を図る。</p> <p>第1 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>1 事業者</p> <p>(1) 危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。</p> <p>(2) 事業者は、<u>危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第3～第6 略</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、<u>無人航空機</u>、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要</p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|---|
| <p>通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。</p> <p>4 職員の体制 (1)～(3) 略 (4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 略 (2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略 6 略 第2～第9 略 第3節 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第7節 略 第8節 避難の受入れ及び情報提供活動 以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編第3編第2章第4節避難計画による。 第1 略 第2 指定避難所 1 指定避難所の開設 市町村は、発災時に必要な避難所を開設し、住民等に対し周知徹</p> | <p>通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>4 職員の体制 (1)～(3) 略 (4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び市町村等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制 (1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略 (3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略 6 略 第2～第9 略 第3節 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節～第7節 略 第8節 避難の受入れ及び情報提供活動 以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編第3編第2章第4節避難計画による。 第1 略 第2 指定避難所等 1 指定避難所等の開設 市町村は、発災時に必要な指定避難所等を開設し、住民等に対し</p> | <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>協定締結済みのため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正 字句の統一</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|--|------|
| <p>底を図るものとする。</p> <p>2 避難所の管理運営等 市町村は、各避難所の適切な管理運営を行うものとする。</p> <p>第3 略</p> <p>第9節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p>周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 指定避難所等の管理運営等 市町村は、指定避難所等の適切な管理運営を行うものとする。</p> <p>第3 略</p> <p>第9節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|--|--|
| <p>第6編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> | <p>第6編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び市町村等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行</p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|--|---|
| <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編第3編第2章第4節避難計画による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>市町村は、発災時には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第3 指定避難所</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要な<u>避難所</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 避難所の管理運営等</p> <p>市町村は、<u>各避難所</u>の適切な管理運営を行うものとする。</p> <p>第4 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p><u>うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編第3編第2章第4節避難計画による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>市町村は、発災時には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第3 指定避難所等</p> <p>1 指定避難所等の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要な<u>指定避難所等</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 指定避難所等の管理運営等</p> <p>市町村は、<u>各指定避難所等</u>の適切な管理運営を行うものとする。</p> <p>第4 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p>協定締結済みのため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>字句の統一</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|--|--|
| <p>第7編 林野火災対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> | <p>第7編 林野火災対策編</p> <p>第1章 総則 略</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、<u>災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 県及び市町村等の防災関係機関は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行</p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|---|
| <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第6 二次災害の防止活動関係</p> <p>県及び市町村は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険個所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策を推進するものとする。</p> <p>第7 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編第3編第2章第4節避難計画による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>市町村は、発災時には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第3 <u>指定避難所</u></p> <p>1 <u>指定避難所の開設</u></p> <p>市町村は、発災時に必要な<u>避難所</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 <u>避難所の管理運営等</u></p> <p>市町村は、<u>各避難所</u>の適切な管理運営を行うものとする。</p> <p>第4 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p><u>うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第6 二次災害の防止活動関係</p> <p>県及び市町村は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策を推進するものとする。</p> <p>第7 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編第3編第2章第4節避難計画による。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>市町村は、発災時には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第3 <u>指定避難所等</u></p> <p>1 <u>指定避難所等の開設</u></p> <p>市町村は、発災時に必要な<u>指定避難所等</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 <u>指定避難所等の管理運営等</u></p> <p>市町村は、<u>各指定避難所等</u>の適切な管理運営を行うものとする。</p> <p>第4 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第4章 災害復旧計画 略</p> | <p>協定締結済みのため削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>字句の統一</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|--|
| <p>第8編 放射線災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の<u>勧告、指示</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> | <p>第8編 放射線災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、<u>無人航空機</u>、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県及び市町村等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>4 職員の体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県及び市町村等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u>また、県及び市町村等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方を予め整えるように努めるものとする。</p> <p>(5) 県及び市町村等の防災関係機関は、<u>土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(1) 県は、広域行政主体として、<u>地域社会の迅速な復旧を図るため、多</u></p> | <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>本県の派遣方法に則した内容に修正 防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正</p> |

■福岡県地域防災計画（事故対策編）修正 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|--|--|
| <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、緊急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 屋内退避・避難収容等の防護活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要な避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 避難所の管理運営等</p> <p>市町村は、各避難所の適切な管理運営を行うものとする。</p> | <p>様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町村は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、緊急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>6～8 略</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 屋内退避・避難収容等の防護活動</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所等</p> <p>1 指定避難所等の開設</p> <p>市町村は、発災時に必要な指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 指定避難所等の管理運営等</p> <p>市町村は、指定避難所等の適切な管理運営を行うものとする。</p> | <p>修正</p> <p>協定締結済みのため削除</p> <p>防災基本計画（R2.5修正）に基づく修正 字句の統一</p> |